

第45号議案

東大和市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月2日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市下水道条例の一部を改正する条例

東大和市下水道条例（昭和55年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。